

給 2 — 9 5

令和8年7月3日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局給与第二課長

日本国外に在勤する派遣職員の給与に関するガイドラインについて

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）の規定に基づいて日本国外に在勤する派遣職員に対して支給される給与の支給割合の決定について別紙のとおり「日本国外に在勤する派遣職員の給与に関するガイドライン」を取りまとめましたので、令和8年7月3日以降は、これを踏まえつつ、関係する法令に従って、制度の運用を適切に行ってください。

別紙

日本国外に在勤する派遣職員の給与に関するガイドライン

第1 本ガイドラインの目的

国際機関等に派遣され日本国外に在勤する職員には、派遣期間中の生活保障のため、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当の100分の100以内を、いわゆる派遣給として支給することができる。また、給実甲第444号（派遣職員の給与の支給割合の決定等について）において、行政職俸給表(一)の適用を受ける日本国外に在勤する派遣職員に係る派遣給の支給割合を決定するに当たっては、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に受けることとなる在勤基本手当等を基準に国際機関等から支給される報酬の多寡を判断し、その差額の範囲内で派遣給が支給されることとなるよう決定することを求めている。

本ガイドラインは、行政職俸給表(一)の適用を受ける日本国外に在勤する派遣職員に係る派遣給の支給割合の決定の際の留意事項を示し、よって適切な派遣給の支給を図ることを目的としている。

第2 外務公務員俸給等年額の計算について

- 1 外務公務員俸給等年額は、派遣職員相互間の給与水準の均衡を保つ観点から、国際機関等から支給される報酬の多寡の判断の基準として用いるものであり、そのまま派遣職員に対して支給されるものではないところ、その算定に当たっては、以下のように簡素化した算定方法によっても差し支えない。

- (1) 在勤基本手当、同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当について、外国通貨に換算する前の金額をもってこれらの手当の額とすること。
- (2) 在外住居手当について、以下に掲げる額のうちいずれか低い額をもって当該手当の額とすること。この場合において、外国通貨をもって定められた金額を本邦通貨等に換算する場合は市中レートによって差し支えない。

ア 職員が居住している住宅の一箇月に要する家賃の額から、当該額に『在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号）』別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額を減じて得た額

イ 『在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当

に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令』別表第2の限度額欄に定める額（職員が『在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）』に規定する配偶者等を伴わない場合は、当該額に100分の80を乗じて得た額）

- 2 在外住居手当について、赴任先の住居が決まっているものの派遣の日までに家賃の額が確認できない等特段の事情がある場合は、当該額が確認できるまでの間、1(2)イに掲げる額を在外住居手当の額と仮定して派遣給の支給割合を決定して差し支えない。この場合において、家賃の額を確認した結果、在外住居手当の額が仮定した額と異なり、当初決定した支給割合による派遣給の年額と報酬年額との合計額が外務公務員俸給等年額を超えていたことが明らかになった場合には、派遣の日に遡って支給割合を決定し直す必要があることに留意すること。
- 3 配偶者が職員よりも後に赴任先の住居に転居する場合で、配偶者が赴任先に向かうための航空券を購入済であるなど当該転居を行うことが派遣の日までに明らかであるときは、外務公務員俸給等年額の算定において、配偶者の転居の日以降は配偶者が同居しているものとして同行配偶者手当及び在外住居手当の額を算定して差し支えない。
- 4 給実甲第444号第1の第6項の規定により、外務公務員俸給等年額の算定に当たり派遣職員は1月1日に標準号俸数を昇給するものとするため、1月以降の期間に係る外務公務員俸給等年額の算定については、昇給を反映すること。
- 5 派遣日において給与に関する法令の制定又は改廃が公布されている場合の外務公務員俸給等年額の算定に当たっては、原則として、当該法令の施行日以降の額については制定改廃後の制度によること。ただし、施行日が未確定であること、下位法令が未公布であること等により派遣日時点で制定改廃後の制度に基づく給与額の計算ができない場合にはこの限りでないこと。
- 6 派遣日に職務の級及び号俸に異動があった場合には、当該異動後の職務の級及び号俸を基に外務公務員俸給等年額を算定すること。

第3 報酬年額の計算について

- 1 子女教育手当に相当する手当が国際機関等から支給される場合においては、当該手当の額は報酬年額には含めないが、子女のための手当であっても、当該子女が教育を受けているかどうかにかかわらず扶養関係があれば支給されるような手当は扶養手当に相当するものと扱うべきものであり、報酬年額の算定に含める必要がある。
- 2 報酬については派遣前までにその総額を把握するよう努めるべきである

が、事前に具体的な額が把握できない手当等がある場合には、派遣給の支給割合を算定するために、当該手当等の支給の有無及び額について一定の仮定を置いた上で報酬の額を算定すること。この場合において、当該手当等の支給の有無及び額が明らかになった時点で速やかに報酬年額の再計算を行い、必要に応じて給実甲第444号第1の第9項の規定により派遣給の支給割合の再決定を行うこと。

第4 派遣給の支給割合の決定について

- 1 派遣時の派遣給の支給割合は人事異動通知書に記載する必要があるため、その割合は派遣までに決定する必要がある。
- 2 派遣給の支給割合の決定に際しては、派遣給の年額と報酬年額との合計額が、外務公務員俸給等年額を超えてはならないことに留意すること。なお、派遣給の支給割合決定後、為替相場の変動等により事後的に当該合計額が外務公務員俸給等年額を超えることは差し支えない。
- 3 派遣給の年額の算定について、派遣日において給与に関する法令の制定又は改廃が公布されている場合には、原則として、当該法令の施行日以降の額については制定改廃後の制度によること。ただし、施行日が未確定であること、下位法令が未公布であること等により派遣日時点で制定改廃後の制度に基づく給与額の計算ができない場合にはこの限りでないこと。
- 4 派遣給の支給割合は、100分の100以内で決定すること。この場合において、100分の80.5のように、100分の1未満の単位で支給割合を決定しても差し支えない。

第5 派遣期間更新時の派遣給の支給割合の再決定について

派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の派遣給の支給割合については、更新の日の職員の職務の級及び号俸、家族の状況、賃貸の状況、報酬の額等を踏まえて決定すること。

第6 派遣期間更新時以外での派遣給の支給割合の再決定等について

- 1 職員の生活の安定の観点から派遣給の支給割合は原則として変更しないものとする。ただし、派遣給の支給割合の決定の基礎となる事情に大きな変動が生じた場合等にあつては、ノーワーク・ノーペイの例外としての職員の生活保障という派遣給の趣旨に鑑み再決定を行うべき場合もあることから、そのような場合には給実甲第444号第1の第9項の規定により派遣給の支給割合を再決定すること。
- 2 派遣後の制度改正に伴い派遣給の支給割合を再決定する場合は、原則と

して制度改正の施行日を派遣日とみなして再決定すること。ただし、改正後の制度が遡及適用される場合にあつては、遡及適用日（同日以降に派遣されている場合にあつては、派遣日）を派遣日とみなして再決定すること。

第7 派遣給の支給について

派遣後に俸給等の額が遡及して増額改定される場合には、派遣給の差額についても速やかに追給する必要があることに留意すること。

第8 その他

特別の事情がある場合には、給実甲第444号第2の第6項の規定により事務総長に協議して別段の取扱いをすることが可能である。